

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		公共下水道の排水施設への物件設置の許可
根拠法令及び条項		下水道法第24条第1項
所管部課係名		インフラ整備部下水道課排水設備係
審査基準	関係条項	下水道法第24条第1項及び第2項 下水道法施行令第16条及び第17条
	基準 (未設定の場合はその理由)	下水道法第24条第1項 次に掲げる行為(政令で定める軽微な行為を除く。)をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。 一 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること(第十条第一項の規定により排水設備を当該部分に固着して設ける場合を除く。) 二 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。 2 公共下水道管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、政令で定める技術上の基準に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。 ※ 法第24条第1項中「政令で定める軽微な行為」及び法第24条第2項中「政令で定める技術上の基準」については下水道法施行令第16条から第17条までの規定による。
	参考事項	
	設定等年月日	令和2年7月1日設定(令和 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (事案ごとの裁量が大きく、上記の条文に定める以外の基準を設定することが困難であるため。)
	設定等年月日	令和 年 月 日設定(令和 年 月 日最終変更)